

○第2回農林業センサス研究会における論点と対応方向

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査) 把握すべき調査対象	1 客体候補名簿 - 異業種からの参入を的確に把握すべき - 調査員段階の情報収集に加えて事前の名簿整備が重要ではないか - 税務情報の活用により、捕捉率を向上させられないか - 都道府県・市町村段階で保有する行政記録情報の活用を徹底すべき - 農業者間のネットワークなど新たな経営形態もあるのではないか 2 農業サービス事業体 - 農業を営む経営体と農業サービスを中心としている経営体は分けて考えるべき - 農業経営の一環として農業サービスに取り組んでいるものは把握すべき - 現行の把握方法で農業サービスを営む経営体を仕分けることはできるので従来の方法を継続すべき	(2015 年センサスにおける対応) - 客体候補名簿の作成に当たっては、異業種からの農業参入(解除条件付き農地賃借により参入した一般法人名簿)だけでなく、農林水産省で保有する行政記録情報等をフルに活用し、漏れのない客体候補名簿を作成する。 - さらに、商業・法人登記簿情報を活用して充実を図った事業所母集団データベースの活用により、更なる補足率の向上を図る。 - 固定資産課税台帳等の税務情報については、国土交通省が平成 25 年に実施する「法人土地・建物基本調査」での導入について検討を行ったが、すべての納税義務者の承諾が必要である等、対応困難な課題が浮き彫りになったところであり、政府統計全体での検討を踏まえて対応する。 - 都道府県・市町村の行政記録情報については、従来から実査に先立ち、都道府県知事宛てに農林行政主管課の協力(説明会への参加、行政資料の閲覧、結果の検証等)を依頼しており、次期センサスでも農林行政主管課の積極的な支援を丁寧に要請する。 - 農業サービス事業体については、農業経営体に含めて把握することによって、作業受託のみを行っていた経営体が、経営自体を引き受け、農業生産も併せて行う方向へ発展する状況等も一元的に把握することができることから、前回と同様の対応とし、農林業センサスの役割も含め、引き続き検討する。

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査) 把握すべき調査対象 (続き)		(未来のセンサスに向けた課題) ・ 農業者間のネットワーク等については、情報収集にも限界があることから、事前の名簿作成が可能か否か(可能とし得る行政記録情報等の有無)また、費用対効果も含め、今後の動向を踏まえて検討する。
(農林業経営体調査) 制約を踏まえた今後の調査体系のあり方	1 構造把握と総資源量把握のプライオリティ ・ 総資源量把握と母集団を提供するという役割に特化し、構造把握は標本調査で把握する体系はどうか ・ 総資源量把握は耕地面積統計や作物統計に委ね、担い手層の資源量の動向から構造を把握してはどうか	(未来のセンサスに向けた課題) ・ 農林業センサスの目的は、我が国農林業の経営の態様や生産構造、就業構造を把握することが最も重要であり、総資源量把握は副次的に得られる成果であると位置付けるのが妥当と考えられる。 ・ 母集団情報の把握は農林業センサスの重要な役割であり、経営統計、構造統計、生産統計、流通消費統計を標本調査により効率的に実施しているところである。 ・ 農林業センサスを含む農林統計全体の課題として、引き続き検討する。
(農林業経営体調査) 調査項目について	1 産業間の連携や多角化の進展に伴い、出資元等を正確に把握すべき 2 家族経営における世帯員の内部労働だけでなく、雇用労働についても詳細に把握すべき	(2015 年センサスにおける対応) ・ 異業種からの資本金・出資金の提供については、「飲食料品関連以外の製造業・サービス業」、「飲食料品関連以外の卸売・小売業」、「医療・福祉・教育関連」を追加し、出資元の詳細を明らかにする。 参考:1) 資本金・出資金の提供は、2010 年農林業センサスにおいて初めて設定した項目であるが、「その他」が過半を占めており、結果として出資元が十分には明らかになっていない状況にある。 2) 農地法の改正(平成 21 年 12 月 15 日施行)により、異業種からの参入が急増しており、今後、さらに加速するものと見込まれる。

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査) 調査項目について (続き)		3) 解除条件付き農地賃借による一般法人の農業参入をみると、食品関連以外の「製造業」(5%)並びに「卸売・小売業」(6%)、「特定非営利活動(NPO法人)」(11%)、「医療・福祉・教育」(3%)となっている。 ・「食料・農業・農村基本計画」においても、地域における雇用創出や雇用される形での就農の推進を図るとしており、雇用労働の詳細把握は産業としての農業がどれだけの雇用を生んでいるか、また雇用を創出する経営とはどのような経営なのかを把握し、今後の施策を検討する上でも重要な項目であるが、既に常雇い、臨時雇いの実人数に加え従事日数を把握していることから、調査客体への負担も考慮して、恒常的な勤務形態である常雇いについて必要最低限の年齢階層別に絞り、実人数把握を追加する。
(農林業経営体調査) 精度と効率の向上に資する調査手法	1 客体候補名簿による判定は往復郵送により行い、その後の調査員による実査は匿名性を維持するためコード管理により行っているかどうか 2 組織経営体におけるオンライン調査の導入について検討すべき 3 寄合の席を利用すれば効率的に調査票を配布・回収できるのではないかと 4 農協への委託を検討できないかと	(2015 年センサスにおける対応) ・ 2015 年農林業センサスは自計による調査票の配布・回収を基本とするが、調査対象者の高齢化を踏まえ、必要に応じて調査員が調査票記入の補助を行うことを可能とすることに加え、地域における寄合の場等を通じた調査票の効率的な配布・回収についても、弾力的な運用が可能となるよう対応する。 ・ 組織経営体等におけるオンライン調査については、地域や対象を限定して試験的に導入する方向で検討を行う。なお、試行調査の際に行ったアンケート結果によると、オンラインの意向は約1割程度あったが、別途、実施している農業構造動態調査(センサス年以外に実施する標本調査)における組織経営体に限定したオンライン報告の導入実績は1%程度にとどまっている。 ・ 地域農業に精通した農協職員や地域に精通した組合員(農業者)の方に農林業センサスの統計調査員として積極的に関与していただけるよう、全国農業協同組合中央会等への働きかけを行うこととする。

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農林業経営体調査) 精度と効率の向上に資 する調査手法(続き)		(未来のセンサスに向けた課題) 2015 年センサスに向けた今回の試行調査において、郵送を交えた調査方法の検証を行ったが、郵送に使用した調査客体候補の情報が 2010 年農林業センサス当時の内容であることから、既に経営主が亡くなっている等の苦情もあり、郵送による調査票等の配布に当たっては調査精度だけでなく調査環境への影響も含めて、包括的に検討する。 - 民間委託については、統計調査を受託する業者の今後の進展等を踏まえ、引き続き検討を進める。 参考:1) 前回センサスの試行調査において、一部の地域(石川県小松市)で、調査員による調査票の配布・回収並びに審査までをアウトソーシングして検証したが、結果として調査員確保が困難であり、受託業者が統計業務の経験を積まなければ調査の効率化や精度の維持は難しいとの結果を確認しているところである。 2) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(平成 24 年4月6日改正)」において、一定の行政分野の母集団情報を提供することを目的とした農林業センサスについては、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障を生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討することとされている。

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(農山村地域調査) 調査項目	1 調査項目についての連続性を確保すべき 2 地域コミュニティの紐帯や活動範囲の状況は個々の経営体の動向を見る上でも無視できない存在であり、重要 3 政策効果の検討に向けて行政記録情報等を活用すべき	(2015 年センサスにおける対応) ・ 前回センサスで大幅に調査項目を整理・削減していることを踏まえ、現項目を中心にできる限り連続性を考慮した設計とする。 ・ 地域コミュニティの紐帯や活動範囲に関する項目については、行政利用部局の要望も踏まえながら、可能な限り設定する。 ・ 政策効果の検討に向けた行政記録情報等の活用については、データの保有状況を確認しつつ、積極的に活用する。
(全般) 国民的議論の喚起	1 今まで求められた基本的役割に的確に応えつつ、5年後、10 年後を見据えた新たな「うねり」を、毎回のセンサスで発信し国民的議論を喚起していくべき	(2015 年センサスにおける対応) ・ 2015 年農林業センサスは、今後の農政の展開や国際的な交渉の動向などの影響も注目されることであるが、東日本大震災後に初めて実施する農林業センサスであることから、復旧・復興の進捗を計るベンチマークとしての的確に実施する。 ・ 従来からの調査項目に加えて、経営の多角化(6次産業化)や女性の経営参画、雇用の受け皿としての機能などの実態を詳細に把握できる調査項目を追加して実施する。

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(全般) ニーズに対応した公表の在り方	1 農林業経営体調査 ・ 後継者については経営主の投資意欲に影響を及ぼし、将来の農業の姿の先行指標としても重要であることから、市町村別に公表するなど丁寧に対応すべき ・ 林業経営体も農業経営体と同様に家族経営と組織経営に分けて表章すべき ・ 農業を主体とする経営体の林業の側面(逆も然り)など、農・林を両方向から概観できる結果表を提供すべき 2 農山村地域調査 ・ 農業集落調査結果については引き続き、個票レベルでの公表を継続すべき ・ 新たな表側区分(農家戸数別等)による公表を検討すべき ・ 2005 年の地域データベースのように、Web 上で GIS を使った地理情報と調査結果の一体的な公表及び他統計との接続ができるようにすべき	(2015 年センサスにおける対応) <農林業経営体調査> ・ 後継者に関する情報については、市町村別での公表も含め、より丁寧な公表を行う。 ・ 林業経営体についても家族経営と組織経営別の表章を行うとともに、農業経営体の林業部分に焦点を当てるなど、農林業を一体的に捉える現行の調査体系の強みを活かした公表方法について検討する。 <農山村地域調査> ・ 農業集落調査結果については引き続き、個票レベルでの公表を継続することを前提に申請を行う。 ・ 新たな表側区分(農家戸数別等)による公表を追加する。 ・ 2005 年の地域データベースについては、政府全体の最適化計画の中で e-Stat への移行を行ったことから、元に戻すことは困難であるが、e-Stat の改善の中で情報を充実できるよう検討する。

論点	論点に関する主な意見	対応方向
(全般) 統計の高度利用	1 農林業センサス結果のメッシュデータの作成やジオコーディングによる各種統計との連携による統計の高度利用に取り組むべき	(2015 年センサスにおける対応) 国勢調査等の他統計とのデータリンケージについては、過去の検討経過を踏まえ、ジオコーディングに取り組んできたところであり、客体候補名簿の作成や実査を進める課程で、個々の客体候補の住所情報を補正する作業を行い、精度の向上を図る。 参考:1) 農村の混住化の実態や地域属性等の多角的な分析、他産業統計と合わせた総合的な分析が可能となるようメッシュデータを作成してデータリンケージを行う方向で、2010 年世界農林業センサス農林業経営体調査の客体の住所情報に基づき地図上にポイントデータを作成する業務を進めてきた。 2) しかしながら、結果を検証したところ、最低限の補正を要する客体が全体の 1 割程度存在することが明らかになったことから、客体ポイントデータの精度を向上させる必要がある。